

環境衛生のお知らせ

年度末のごみの分別を適切に行いましょう

引越などにより不要となるものが増える時期です。分別を適切に行い、ごみの減量化と資源化を進めましょう。ごみの分別は、ごみ発生時の対応が何よりも大切です。

ごみ分別で資源を有効に

不要なもの全てがごみになるとは限りません。再利用可能か、資源にならないかを考えた上で分別しましょう。

ごみは指定された袋で

ごみを排出する場合は、指定された袋で出しましょう。無地のごみ袋やレジ袋で排出されたものは、収集できませんのでご注意ください。

ルールを守って

利用できるごみステーションは、お住まいの住所で全て決められています。ごみ収集所は地域の行政区で管理していますので、皆さんが気持ちよくごみを出せるようにルールを守りましょう。

ごみを出す時間を守らなかったり、別な収集所にごみを放置したりして、トラブルとなっているケースもありますのでご注意ください。



▲燃やせるごみの指定袋

アパート管理者の皆さまへ  
アパートから排出されるごみの中に分別が適切ではなく、ごみステーションに残されるごみが多く見受けられます。3月は異動の時期でもありますが、アパートを管理されている方から入居者へ改めて説明をしてくださるようお願いいたします。

ごみ分別の冊子・チラシは、生活環境課(市役所1階)に用意してありますのでご相談ください。

草木やプラスチックの処理方法

ご家庭の草木

ごみステーションへ

草は、燃やせるごみの指定袋(黄色の袋)に入れて出してください。一度に出せるのは3袋までです。

枝木は、太さ10cm以内のものを直径35cm×長さ60cm程度にひもで束ねて出してください。一度に出せるのはおおむね30kgまでです。

もともやクリーンセンターへ  
1日当たり持ち込めるのは、草木合わせて350kg(軽トラック1台分程度)までです。袋詰めや束ねる必要はありません。

プラスチック製品

マークの表示がついた製品は、プラスチック製容器包装(以下「プラ容」と記載)と呼ばれ、資源化されます。現在、透明の指定袋で資源ごみとして回収されています。

収集している「プラ容」に汚れている物や、紙や金属など「プラ容」以外のものが混入すると、資源化が困難になります。

汚れたものは、ビニール・プラスチックごみ(水色の指定袋)へ入れて出してください。



▲プラスチック製容器包装の指定袋

ビニール・プラスチックごみの指定袋



ごみの焼却は禁止です

ごみの野外焼却は禁止されています。ごみの焼却はダイオキシンや煙の発生にもなり、周りに迷惑を掛けるばかりでなく、燃やしている本人の健康にも悪影響を及ぼします。焼却ごみは、燃やせるごみの指定袋(黄色の袋)を使用し、週2回の燃やせるごみの日に焼却してください。

お問い合わせ

生活環境課環境衛生係

(55)5103

または各支所地域振興課

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598  
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

フリーダイヤル 0120-03-5598